

2 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法(別表第3)

(1) 中学校教諭2種免許状

【別表第3、施行規則第11条・第13条、県教委規則第23条】

| | | | | | | | | | |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 中学校助教諭(臨時)免許状取得後、中学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数 | 年 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 以上 |
| 中学校助教諭(臨時)免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数 | 単位 | 45 | 40 | 35 | 30 | 25 | 20 | 15 | 10 |

| | | | | | | | | | |
|----------|---|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 教科に関する科目 | 最低修得単位数 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 |
| | ○最低修得単位数が10単位の場合 免許教科の種類に応じた「教科に関する科目」(P10参照)のすべての科目について、それぞれ1単位以上修得すること ○最低修得単位数が10単位未満の場合 免許教科の種類に応じた「教科に関する科目」の2以上の科目について、それぞれ1単位以上修得すること | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------|------------------------|----|----|----|----|----|----|---|---|
| 教職に関する科目 | 最低修得単位数 | 21 | 19 | 17 | 15 | 13 | 11 | 9 | 6 |
| | 教職の意義等に関する科目 | 6 | 5 | 5 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 |
| | 教育の基礎理論に関する科目 | | | | | | | | |
| | 教育課程及び指導法に関する科目 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 |
| | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 |

| | | | | | | | | | |
|--------------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教科又は教職に関する科目 | 最低修得単位数 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| | 上記の「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目について修得すること | | | | | | | | |

- (注) 1 在職年数には、中等教育学校の前期課程及び、特別支援学校の中学部の教員としての期間を含む。
 また、少年院、(文部科学大臣が認定した)在外教育施設、(国際協力事業団法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。
 【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 最低在職年数(6年)を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。
 【別表第3備考第7号、施行規則第68条】
- 3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。
 【施行規則第70条】
- 4 大学の他に、認定講習または公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。
 【別表第3備考第6号】
- 5 「教科に関する科目」「教職に関する科目」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。
 また、総単位数に不足する単位数については、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」のいずれかから任意に修得すること。

(2) 中学校教諭1種免許状

① 中学校教諭2種免許状から1種免許状を取得する方法《短期大学卒業等の場合》

【別表第3、施行規則第11条・第13条、県教委規則第23条】

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|--|----|----|----|----|----|----|----|
| 中学校2種免許状取得後、中学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数 | 年 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 以上 |
| 中学校2種免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数 | 単位 | 45 | 40 | 35 | 30 | 25 | 20 | 15 | 10 |
| 教科に関する科目 | 最低修得単位数 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 |
| | ○最低修得単位数が10単位の場合 免許教科の種類に応じた「教科に関する科目」(P10参照)のすべての科目について、それぞれ1単位以上修得すること ○最低修得単位数が10単位未満の場合 免許教科の種類に応じた「教科に関する科目」の2以上の科目について、それぞれ1単位以上修得すること | | | | | | | | |
| 教職に関する科目 | 最低修得単位数 | 16 | 15 | 14 | 12 | 10 | 8 | 6 | 5 |
| | 教職の意義等に関する科目 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| | 教育の基礎理論に関する科目 | | | | | | | | |
| | 教育課程及び指導法に関する科目 | 8 | 7 | 7 | 5 | 5 | 3 | 3 | 2 |
| | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 教科又は教職に関する科目 | 最低修得単位数 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| | | 上記の「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目について修得すること | | | | | | | |

- (注) 1 在職年数には、中等教育学校の前期課程及び、特別支援学校の中学部の教員としての期間を含む。
 また、少年院、(文部科学大臣が認定した)在外教育施設、(国際協力事業団法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。
 【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 最低在職年数(5年)を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。
 【別表第3備考第7号、施行規則第68条】
- 3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。
 【施行規則第70条】
- 4 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。
 【別表第3備考第6号】
- 5 「教科に関する科目」「教職に関する科目」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。
 また、総単位数に不足する単位数については、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」のいずれかから任意に修得すること。
- 6 学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科で修得することができる。
 【別表第3備考5号、施行規則第67条の2】

②中学校2種免許状から1種免許状を取得する方法《4年制大学卒業等の場合》

※ 大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び(短期)大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得した者を含む。

【別表第3、施行規則第11条・第12条・第13条、県教委規則第23条】

| | | | | | |
|--------------------------------------|--|----|----|---------|---|
| 中学校2種免許状取得後、中学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数 | 年 3 | 4 | 5 | 以上 6 | |
| 中学校2種免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数 | 単位 25 | 20 | 15 | 10 | |
| 教科に関する科目 | 最低修得単位数 | 6 | 5 | 4 | 3 |
| | 免許教科の種類に応じた「教科に関する科目」(P10)の2以上の科目についてそれぞれ1単位以上修得すること | | | | |
| 教職に関する科目 | 最低修得単位数 | 10 | 8 | 6 | 5 |
| | 教職の意義等に関する科目 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| | 教育の基礎理論に関する科目 | | | | |
| | 教育課程及び指導法に関する科目 | 5 | 3 | 3 | 2 |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 教科又は教職に関する科目 | 最低修得単位数 | 4 | 3 | 2 | 2 |
| | 上記の「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目について修得すること | | | | |

- (注) 1 在職年数には、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の教員としての期間を含む。
また、少年院、(文部科学大臣が認定した)在外教育施設、(国際協力事業団法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。
【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 最低在職年数(3年)を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。
【別表第3備考第7号、施行規則第68条】
- 3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。
【施行規則第70条】
- 4 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。
【別表第3備考第6号】
- 5 「教科に関する科目」「教職に関する科目」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。
また、総単位数に不足する単位数については、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」のいずれかから任意に修得すること。
- 6 学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科で修得することができる。
【別表第3備考5号、施行規則第67条の2】

(3) 中学校教諭専修免許状

① 中学校1種免許状から専修免許状を取得する方法

【別表第3、施行規則第11条】

| | |
|---------------------------------------|------------------------|
| 中学校1種免許状取得後、中学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数 | 3年以上 |
| 中学校1種免許状取得後、大学院等において修得することを必要とする最低単位数 | 「教科又は教職に関する科目」 15単位 |

(注) 1 在職年数には、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の教員としての期間を含む。

また、少年院、(文部科学大臣が認定した)在外教育施設、(国際協力事業団法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。

【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】

2 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。

【施行規則第70条】

3 大学院、大学(短期大学を除く。)の専攻科又は専修免許状取得のための認定講習若しくは公開講座等において修得すること。

【別表第3備考第4号・第6号】

4 「教科又は教職に関する科目」のうち3単位までは、「教職に関する科目」に準ずる科目をもってこれに替えることができる。

【施行規則第11条の表備考第1号】

② 中学校特別免許状から専修免許状を取得する方法

【別表第3、施行規則第11条の2】

| | |
|--------------------------------------|------|
| 中学校特別免許状取得後、中学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数 | 3年以上 |
| 中学校特別免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数 | 25単位 |

| | | |
|----------|------------------------|----|
| 教職に関する科目 | 最低修得単位数 | 10 |
| | 教職の意義等に関する科目 | - |
| | 教育の基礎理論に関する科目 | 6 |
| | 教育課程及び指導法に関する科目 | - |
| | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 4 |

| | | |
|--------------|---------|----|
| 教科又は教職に関する科目 | 最低修得単位数 | 15 |
|--------------|---------|----|

(注) 1 在職年数には、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の教員としての期間を含む。

また、少年院、(文部科学大臣が認定した)在外教育施設、(国際協力事業団法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。

【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】

2 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。

【施行規則第70条】

3 大学の他に、認定講習または公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。

【別表第3備考第6号】

ただし、15単位は、大学院、大学(短期大学を除く。)の専攻科又は専修免許状取得のための認定講習若しくは公開講座等において修得すること。

【別表第3備考第4号・第6号】

4 「教科又は教職に関する科目」のうち3単位までは、「教職に関する科目」に準ずる科目をもってこれに替えることができる。

【施行規則第11条の2の表備考第1号】

(2) 単位の修得方法

①「教科に関する科目」の修得方法

【施行規則第4条の表】

| 免許教科 | 教科に関する科目 |
|------|--|
| 国語 | ○ 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ○ 国文学(国文学史を含む。) ○ 漢文学 ○ 書道(書写を中心とする。) |
| 社会 | ○ 日本史及び外国史 ○ 地理学(地誌を含む。) ○ 「法学、政治学」 ○ 「社会学、経済学」 ○ 「哲学、倫理学、宗教学」 |
| 数学 | ○ 代数学 ○ 幾何学 ○ 解析学 ○ 「確率論、統計学」 ○ コンピュータ |
| 理科 | ○ 物理学 ○ 物理学実験(コンピュータ活用を含む。) ○ 化学 ○ 化学実験(コンピュータ活用を含む。) ○ 生物学 ○ 生物学実験(コンピュータ活用を含む。) ○ 地学 ○ 地学実験(コンピュータ活用を含む。) |
| 音楽 | ○ ソルフェージュ ○ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) ○ 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) ○ 指揮法 ○ 音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。) |
| 美術 | ○ 絵画(映像マスメディア表現を含む。) ○ 彫刻 ○ デザイン(映像メディア表現を含む。) ○ 工芸 ○ 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。) |

| 免許教科 | 教科に関する科目 |
|------|--|
| 保健体育 | ○ 体育実技 ○ 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。) ○ 生理学(運動生理学を含む。) ○ 衛生学及び公衆衛生学 ○ 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。) |
| 保健 | ○ 生理学及び栄養学 ○ 衛生学及び公衆衛生学 ○ 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。) |
| 技術 | ○ 木材加工(製図及び実習を含む。) ○ 金属加工(製図及び実習を含む。) ○ 機械(実習を含む。) ○ 電気(実習を含む。) ○ 栽培(実習を含む。) ○ 情報とコンピュータ(実習を含む。) |
| 家庭 | ○ 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) ○ 被服学(被服製作実習を含む。) ○ 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) ○ 住居学 ○ 保育学(実習を含む。) |
| 職業 | ○ 産業概説 ○ 職業指導 ○ 「農業、工業、商業、水産」 ○ 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」 |
| 職業指導 | ○ 職業指導 ○ 職業指導の技術 ○ 職業指導の運営管理 |
| 英語 | ○ 英語学 ○ 英米文学 ○ 英語コミュニケーション ○ 異文化理解 |
| 宗教 | ○ 宗教学 ○ 宗教史 ○ 「教理学、哲学」 |

(注) 1 免許教科の種類に応じ、下記のとおり修得すること。

【施行規則第4条】

| | | |
|-----------|-----------|---------|
| 専修又は1種免許状 | それぞれ1単位以上 | 計20単位以上 |
| 2種免許状 | それぞれ1単位以上 | 計10単位以上 |

2 「 」内の科目については、そのうち1以上の科目にわたって修得すること。
ただし、「農業、工業、商業、水産」は、これらのうち2以上の科目(商船をもって水産と替えることができる。)についてそれぞれ2単位以上修得すること。

【施行規則第4条の表備考第3号】

3 英語以外の外国語の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によること。

【施行規則第4条の表備考第2号】